

【こちら1】

日頃より当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

既に報道等々でご承知のことと思われませんが、マイナンバー法等の一部改正法に基づく政令公布により、本年(令和6年)12月2日をもって健康保険証の発行は廃止されることとなりました。

これにより、12月以降、医療機関・薬局にかかる際は、原則、保険証として登録済みのマイナンバーカード(マイナ保険証)で受診することが基本となります。

現在、医療機関等での「マイナ保険証」の使用は可能となっておりますので、今後、医療機関等受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください。

マイナ保険証のメリット

- ※ 医療費の自己負担が低くなる
- ※ 医師などと自身の健康情報を共有しやすくなる
- ※ 高額療養費制度の一時費用負担や事務手続きが不要になる
- ※ 保険証の切り替えや更新が不要になる



使ってみよう！
マイナ保険証